

令和8年度 オーバーツーリズム未然防止等事業 二次公募説明会_Q&A

No	質問	回答
1	観光庁が公表しているDMO支援の枠組みを考慮した場合、県庁や市役所の一部門がとりまとめるより、DMOが中長期的な計画を立てた方が採択されやすいということはあるか	本事業において、DMOが計画をとりまとめることで優先採択されることはありません。有識者を含む委員会の審査を経て総合的に評価を行った上で採択します。ただし、広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置付けられた取組である場合には、加点対象となります。
2	一般型で、宿泊施設の建設、増改築は可能か	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。詳しくは特設ウェブサイト内に掲載しております、よくある質問のNo.44をご確認ください。
3	一次公募で採択された場合、二次公募や三次公募で採択済みの申請主体に紐づいた補助事業だけを申請することは可能か	補助事業のみを申請することは想定しておりません。
4	多言語解説整備など他の補助金事業と並行して申請は可能か	同一内容の事業において、国が助成する他の制度（補助金、委託費等）が重複することは、補助金適正化法上認められません。なお、都道府県・市町村の補助を受けるといった連携補助については問題ありません。詳しくは特設ウェブサイト内に掲載しております、よくある質問のNo.9をご確認ください。
5	お寺や神社なども整備の対象になるか	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。詳しくは特設ウェブサイト内に掲載しております、よくある質問のNo.44をご確認ください。
6	観光庁と事業者の間に、執行団体は入るか	観光庁と事業者の間には、オーバーツーリズム受入環境整備促進事業事務局が入ります。
7	問い合わせや申請は、観光庁・地方運輸局に直接行うことになるか	計画の内容等に関するご相談は各地方運輸局等にて承りますが、申請方法や様式の記載方法についてのお問い合わせ、および実際の申請先につきましてはオーバーツーリズム受入環境整備促進事業事務局となります。
8	本日の資料をご共有いただくこと可能か	説明会アーカイブ動画と併せて説明会資料を特設ウェブサイト内に掲載いたしました。つきましては、サイト内の「説明会資料はこちら」よりご確認ください。なお、KPIの設定や各様式の具体的な記入方法につきましては、特設ウェブサイトの資料一覧に掲載している「計画申請の手引き」等に詳細を記載しておりますので、あわせてご参照ください。
9	複数の事業を同一の事業者が行う場合、計画申請は1つにするべきか	一般型においては、内容が独立した別個の事業であれば、計画申請をわけてもかまいません。また、1事業者が複数の補助対象事業を申請することも可能です。地域一体型については、原則、1団体につき1つの計画申請をお願いいたします。
10	複数の事業を同一の事業者が行う場合、補助対象事業は1つにするべきか	実施する内容が異なる場合は、1事業者が複数の補助対象事業を申請することは可能です。
11	現状、観光客による混雑等がない地域の場合でも、今後増加することを見越して、現状の観光客の満足度が低い状況を改善するという観点で事業の申請することは可能か	「本事業は、地域の関係者で連携の上、「観光客」の受け入れと「住民」の生活の質の確保という「双方の視点」から、持続可能な観光地域づくりの実現に向けた取り組みを支援する事業です。事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。詳しくは特設ウェブサイト内に掲載しております、よくある質問のNo.20をご確認ください。
12	観光地の課題解決を図る面的受入環境整備を進めるにあたって、「オーバーツーリズム」という掛詞は必ず必要か	各地域の観光課題の解決を図るための取組であれば、必ずしも「オーバーツーリズム」の掛詞は必要ではありません。
13	観光地の課題解決を図る面的受入環境整備だけで、事業目的・内容を記載しても事業趣旨から外れないか	本事業目的に合致し観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。詳しくは特設ウェブサイト内に掲載しております、よくある質問のNo.20をご確認ください。
14	一次公募の採択結果は二次公募の締切りまでに公表されるか	1次公募の採択発表時期については未定でございます。